

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 8 4 4 万円
(前年度 1 件 8 1 9 万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援^(注1)、放課後等デイサービス等^(注2)を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(事業者)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(管理責任者)を事業所に専任で配置している場合には、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(管理責任者専任加算)の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。また、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(管理責任者欠如減算)として、基本報酬の単位数に70/100を乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注2) 放課後等デイサービス 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

2 検査の結果

4都県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったなどしていたのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、平成26年度から29年度までの間に、上記の4事業者に対して12市町村が行った障害児通所給付費の支払が計1689万円過大となっていて、これに対する国の負担額844万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

都県名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘 要
栃 木 県	3市町(1)	平成 28、29	64 件	118万 円	59万 円	児童発達支援、放課後等デイサービス
千 葉 県	4市町村(1)	26、27	97	205万	102万	放課後等デイサービス
東 京 都	4市(1)	27～29	131	156万	78万	同
長 崎 県	1市(1)	28、29	532	1208万	604万	同
計	12市町村(4)	26～29	824	1689万	844万	